

八尾市立学校学習支援ソフトライセンス使用契約等業務選定基準

1 選定方法

- (1) 審査対象となった提案者については、八尾市立学校授業支援ソフト及び学習支援ソフトの決定に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員（以下「選定委員」という。）が、提案書の内容、プレゼンテーションの内容を基に評価した点数「提案点数」と、提案価格を基に算出した点数「価格点数」の合計点数「総合評価点数」を算出し、点数が高い順に順位を決定する。ただし、提案者が4者以上ある場合においては、プレゼンテーション以外の事前書面審査により、暫定の「総合評価点数」を算出し、プレゼンテーション審査の対象（上位3者）を決定するとともに、その者については、プレゼンテーション審査の後、改めて「提案点数」を算出した後、最終的な「総合評価点数」を算出のうえ順位を決定し、最も上位の者を受託候補者（優先交渉権者）として選定する。なお、最も上位の者との協議が整わず、契約に至らなかった場合には、次の順位の者を繰り上げて受託候補者（優先交渉権者）として選定するものとする。
- (2) 総合評価点数は100点を満点とし、提案点数と価格点数の合計とする。なお、総合評価点数が高い者から順に順位を決定するが、同点の者が2者以上あるときは、提案点数が高い者を上位とする。また、提案点数も同点の場合は、選定委員会の座長が上位者を決定する。
- (3) 提案点数は85点を満点とし、プレゼンテーション審査の内容も含め（提案者が4者以上ある場合に行う事前書面審査については、プレゼンテーション審査の内容は含めない）、各選定委員が提案点数の評価基準に基づき評価した点数の合計を選定委員の数で除した点数とする（各選定委員の点数の合計÷選定委員の数（小数点以下切り捨て））。
- (4) 価格点数は15点を満点とし、価格点数の評価基準に基づき算出した点数とする（小数点以下切り捨て）。
- (5) 受託候補者（優先交渉権者）の総合評価点数が60点未満の場合は、再募集とする。

2 評価基準

提案者が作成した提案書及びプレゼンテーションの内容について、以下の評価基準に基づき採点する（記載がない項目は0点とする）。

(1) 提案点数の評価基準

No.	評価項目	評価観点、基準	配点
1	提案理由	・業務の目的が達成できる提案となっている。	5点
2	使用実績	・多くの市町村で導入実績がある。 ・安定性が確保されている。	5点
3	ソフトの特徴、利便性、充実等	・機能性、利便性に優れている。 ・ソフトに特化した機能がある。 ・AI活用機能に優れている。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒が有	40点

		効に活用できる機能がある。 ・教材の使用、作成など、教職員の負担軽減に優れている。 ・協働学習、思考の可視化に優れている。 ・個別最適な学習の質の向上に優れている。 ・問題数が充実している。 ・収録教材が充実している。 ・収録コンテンツが充実している。 ・図解だけではなく、動画や音声、シミュレーションなど、多様な認知特性に優れている。 ・データ（実績）の蓄積、活用、分析に優れている。	
4	ソフトのサポート体制等	・運用・保守の体制が整備されている。 ・各学校からの問い合わせに対して適切に対応することができる。 ・トラブル発生時の対応が優れている。	10点
5	有意義な提案（独自提案）	・業務の目的を達成するための独自の有意義な提案がある。	25点

<採点の目安>

採点の目安は、以下のとおり5段階とし、各選定委員が評価項目ごとに絶対評価により採点を行う。

非常に優れている	優れている	標準である	劣っている	非常に劣っている
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(2) 価格点数の評価基準

価格点数については、以下の計算式に基づき算出する（小数点以下切り捨て）。

$$15点 \times 「最低提案価格」 \div 「提案価格」$$

※最低提案価格とは、すべての提案者の提案価格のうち、最も低い価格をいう。

3 審査結果の通知

審査結果及び選定結果については、以下のとおり通知する。

- 提案参加資格審査結果通知（参加資格審査後） 令和8年9月1日
 【通知対象者：参加申込のあった事業者】
- 提案書類審査結果通知（※提案者が4者以上の場合のみ通知） 令和8年10月9日
 【通知対象者：提案参加を認め、提案書の提出があった事業者】

- ・ 選定結果通知（プレゼンテーション審査後）

令和8年11月20日

【 通知対象者：プレゼンテーション審査を受けた事業者 】